

## 7 居宅介護サービスについて

### (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の人員基準（解釈通知）の見直しについて

「介護離職ゼロ」に向けた取組の一環として、中重度の要介護者の在宅生活を支える基幹サービスである小規模多機能型居宅介護等の整備加速化が求められている。

小規模多機能型居宅介護等については、開設後、利用者が集まるまでに時間を要することを考慮し、事業所の開設初年度における人員の算定方法が緩和されているが、依然として開設初年度の経営が厳しいとの意見が少なくない。

このため、小規模多機能型居宅介護事業所等の開設初年度における人員の算定方法について、実際の利用者数に応じた配置となるよう見直しを行う。これにより、安定的な経営が可能な利用者数が確保されるまでの事業者の負担軽減を図り、新たな事業者の参入を促すものである。

具体的には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）を改正し、通いサービスを行うために確保すべき小規模多機能型居宅介護従業者の員数について、新設の時点から6月未満の間は、「3以上の数で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた通いサービスの利用者見込数」に基づき算定することとする。

都道府県におかれては、管内市町村及び小規模多機能型居宅介護事業所等に対する周知をお願いする。

(改正案)

	現 行	改 正 案
6月未満	基本的には通いサービスの利用定員の90%を基に算出すべきであるが、 当面、 <u>通いサービスの利用定員の50%の範囲内</u> で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた利用者見込数	基本的には通いサービスの利用定員の90%を基に算出すべきであるが、 当面、 <u>3以上の数</u> で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた <u>通いサービスの利用者見込数</u>
6月以上 1年未満	直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数	同左（改正なし）
1年以上	直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数	同左（改正なし）

(注1) 「6月未満」について、届け出られた利用者見込み数を超える状況となれば、事業者は届出内容を変更する必要がある。(現行通り)

(注2) 改正通知は平成28年4月1日付で施行予定

## (2) 社会福祉法人の経営する小規模多機能型居宅介護の資産要件について

社会福祉法人が「国又は地方公共団体以外の者」から土地・建物を借りて小規模多機能型居宅介護を経営することについて、社会福祉法人の資産要件との関係で疑義が寄せられているが、この点について取扱いは次のとおりであるので、ご留意願いたい。

なお、本件については社会・援護局福祉基盤課とも協議済みであるので、念のため申し添える。

- (ア) 社会福祉法人の資産要件については、下記の通知によってその内容が示されているが、小規模多機能型居宅介護の経営は、老人福祉法上「小規模多機能型居宅介護事業」であり、特別養護老人ホームの場合のように施設を経営する事業とはされていない。

したがって、小規模多機能型居宅介護の土地・建物は、「社会福祉事業を行うために直接必要な物件」には該当せず、よって、これらを「国又は地方公共団体以外の者」から借りたとしても、資産要件に抵触することにはならない。

社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日 障第890号／社援第2618号  
／老発第794号／児発第908号） （抜粋）

別紙1

社会福祉法人審査基準

第二 法人の資産

1 資産の所有

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

- (イ) なお、都道府県が独自に、社会福祉法人が小規模多機能型居宅介護を経営する際の資産に関する基準を定めることも可能であるが、その際には、明確な形で公開することが適当である。

### (3) 地域密着型通所介護の施行について

- 平成28年4月1日から、地域密着型通所介護が施行（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）されるが、該当する通所介護事業者が円滑に移行できるよう必要な指導・助言をお願いします。特に、都道府県及び市町村が施行までに行わなければならない事項について、進捗状況を確認していただき、要介護者に対する必要なサービスが滞ることがないように、引き続きご尽力を賜りたい。
  
- 確認に当たっては、平成27年12月22日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議において具体的取扱いを示したところであるので、十分参照の上、事務の状況を点検するとともに、併せて、必要に応じて管内市町村に対する指導等をお願いします。
  
- また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例改正を要することを踏まえ、運営基準等の一部を改正する省令について、平成28年2月5日に公布したところであるので、条例の改正について遺漏のないよう進めていただくようお願いする。
  
- その他の関係省令、報酬告示、通知等については、年度内のできるだけ早い時期に公布・発出する予定である。
  
- なお、政令（地域密着型通所介護に係るみなし指定の有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとするもの）については、平成28年2月19日に公布したことを念のため申し添える。

### (4) 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準等について

- 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）の提供については、介護保険制度外の自主事業であるが、泊まりの環境が十分でない等の問題点も指摘されていることなどを踏まえ、平成27年度から、介護保険法に基づく省令（デイサービス事業所の

運営基準)において、利用者保護の観点から、

- ・ 都道府県等への届出の義務付け
- ・ 事故報告の仕組みの導入
- ・ 情報公表の推進

を規定することとし、サービスの実態を把握するとともに、利用者や介護支援専門員に情報が提供される仕組みとしたところである。

- 宿泊サービスの都道府県等への届出に関しては、指定通所介護事業所等の設備を利用して提供する宿泊サービスについては、上記運営基準による届出の対象となるが、

- ・ 指定通所介護事業所等の設備を利用しない場合や
- ・ 例えば、指定通所介護事業所等の食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては隣接する指定通所介護事業所等以外で実施する場合

は宿泊サービスの届出対象外としている。

なお、この場合であっても、高齢者を入居(※1)させ、介護等サービス(※2)を提供する場合は有料老人ホームに該当し、老人福祉法上の届出を行うことが必要となることから、都道府県等におかれては、実態を把握した時点で届出するよう指導していただきたい。

※1 宿泊契約をしているなど入居を前提としていないものであっても、契約内容や実態等から事実上入居させていると判断できる場合

※2 「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のうち少なくとも一つのサービス

- また、昨年4月に宿泊サービスに関するガイドライン(※)を示しており、この中で、宿泊サービスの提供については、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、緊急時又は短期的な利用に限ることとした。

※ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成27年4月30日老振発0430第1号老老発0430第1号老推発0430第1号厚生労働省老健局振興課、老人保健課、高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）

- 宿泊サービスについて、都道府県等への届出を行っていても、事実上入居させていると判断できる利用者がいる場合は、宿泊サービス事業者に対し、
  - ・ 上記ガイドラインでも示したとおり、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討するよう指導するとともに、
  - ・ 日中指定通所介護の用に供するスペースが入居の用に供されている場合、一般的には、利用者に対する指定通所介護の提供に支障があると考えられることから、入居スペースを指定通所介護の提供に支障がないように区分し、その上で、当該部分については、有料老人ホームとして届け出るよう指導するなど、適切に対応していただきたい。
  
- なお、緊急時・短期間の宿泊ニーズへの対応については、市町村において、地域での短期入所生活介護の需要を把握し、基準該当短期入所生活介護を整備することも検討されたい。